

第 74 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 26 年豊後大野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 4 号を第 4 条とする。

第 5 条から第 7 条までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 8 条」を「第 9 条」に、「及び一時保育負担金」を「、一時保育負担金及び病児保育負担金」を改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「及び一時保育負担金」を「、一時保育負担金及び病児保育負担金」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（病児保育負担金の徴収）

第 9 条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する病児保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から別表第 4 に定める病児保育負担金を徴収する。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 9 条関係）

区分	病児保育負担金
1日当たり	1,500円
給食	500円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。